墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成３１年３月１９日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第８号

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成２５年墨田区条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第３条中「法」の次に「第７８条の２の２第１項各号並びに」を加える。

第４条中「第１１５条の１４第１項」を「第１１５条の１２の２第１項各号並びに第１１５条の１４第１項」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。